

# 「(仮称)第四次西宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」 策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領【改訂版】

## 1. 趣旨

西宮市（以下「本市」という。）では、平成 10 年に市自ら事業者及び消費者の立場として環境負荷を低減することを目的に、「西宮市役所エコプラン」を策定した。

平成 15 年には「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量削減や吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画として、「西宮市地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化対策に取り組んできた。

その後、適宜見直しを行い、平成 26 年に現計画「西宮市役所 ECO プラン-第三次西宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）-」を策定した。

本業務では、現計画に基づく取組をさらに強化・拡充し、PDCA サイクルによる推進体制の見直しに向けた調査・検討を行うこと、また、政府の「地球温暖化対策計画」の目標等と比べて遜色のないものに見直すことを目的とする。

上記の事業目的を達成するため、民間事業者の企画提案を募集し、豊富な経験や知識を有する受託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを行うこととする。

## 2. 一般事項

### (1)名称

「(仮称)第四次西宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定支援業務に係る公募型プロポーザル

### (2)主催者

西宮市 環境局 環境総括室 環境学習都市推進課

### (3)受託候補者選定方法

公募型のプロポーザル方式により企画提案書等を求め、応募者の資格要件及び評価基準を基に審査し業務受託候補者を決定する。

### (4)委託業務内容等

別紙「(仮称)第四次西宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定支援業務仕様書(以下、「仕様書」という。)のとおり。

### (5)委託上限額

金額 6,535,100 円(税込み)

### (6)契約期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

### (7)企画提案スケジュール

内 容	時 期
西宮市 H P への掲載により公募を開始	令和 3 年 1 月 12 日(火)
質問の受付	令和 3 年 1 月 12 日(火)～1 月 15 日(金)
質問の回答期限	令和 3 年 1 月 19 日(火)
企画提案書等の提出期限	令和 3 年 1 月 29 日(金) 必着
2 次選考(1 次入選者によるプレゼンテーション)	令和 3 年 2 月 8 日 (月)

2次選考の結果通知	令和3年2月中旬予定
委託予定業者と随意契約	令和3年2月下旬～3月上旬予定

### 3. 応募者の資格要件

次の全ての項目に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 平成31(2019)年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 参加申込書等の提出期限において、西宮市の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び同条第6号、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年西宮市条例第67号)第2条第1号及び同条第2号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと。
- (7) 別紙の仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力及び適正な執行体制を有し、本市の指示に柔軟に対応できること。

### 4. 質問の受付及び回答

プロポーザルに関する質問がある場合は、以下の要領で書類を提出すること。

#### (1) 受付期間

令和3年1月12日(火)から1月15日(金)17:30まで(必着)

#### (2) 提出方法

質問書(様式第7号)を電子メールにて提出

事故防止のため、質問書を提出したときは、必ず電話で提出した旨の連絡をすること。

※電話、FAX、来庁による口頭等での質問は受け付けない。

#### (3) 回答方法

令和3年1月19日(火)までに全ての質問及び回答を本市HPにて公開する。

### 5. 企画提案書等の提出

#### (1) 企画提案書等の提出について

##### ① 提出期限

令和3年1月29日(金)17:30まで(必着)

##### ② 提出様式

様式番号	様式名	内容等	部数
第4号	業務主任技術者 業務実績報告書	様式のとおり。(令和3年4月1日以降の手持ち業務(予定))	正本1部 副本7部 (※)
第5号	企画提案書	様式のとおり。	
第6号	業務実施体制 報告書	本業務の担当予定業務を踏まえて記入すること。	
任意様式	提案書	下記「④提案内容」に沿って、企画提案をすること。 A4・20ページ以内(両面印刷10枚分)までとする。	

任意様式	見積書	金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額並びに税込価格を記載すること。また、積算根拠を具体的に示す内訳書を作成すること。	
------	-----	--	--

(※) 提出時の表紙を除き、委託先候補を判別できるような名称、ロゴマーク等は使用しないでください。

### ③提出方法

郵送又は持参

※郵送は書留郵便等、記録が残る方法にて提出すること。

※持参の場合は土日祝日を除く 9:00~17:30 に限る。

### ④提案内容

仕様書の業務内容及び下記内容を踏まえること。

(ア) 温暖化対策の現状と展望

(イ) 業務実施に係る具体的な考え方

- A) 現行計画の検証及び課題整理の手法
- B) 次期計画における目標設定（全体・グループごと）に関する考え方
- C) 省エネルギー診断の手法や実施手順
- D) 省エネルギー診断の結果及び次期計画における取組みの展開に関する考え方
- E) 次期計画の推進・管理体制の提案に関する考え方
- F) 温室効果ガス算定システム構築に関する考え方

(ウ) 業務遂行スケジュール

(エ) その他貴社独自の提案、工夫等

※仕様書の内容以上の業務項目等が盛り込まれている場合は、そのアピールポイントが容易に分かるように記載すること。

## 6. 選考

### (1)選考方法（2次審査）

令和2年3月に実施した1次審査の入選者を対象に、提出された企画提案書等に基づいたプレゼンテーション及び質疑応答を行い、「7. 評価基準」による審査を行った結果、上位1者を特定する。

ア. 実施日時(予定)

令和3年2月8日(月) 午後（予定）

※時間は、1応募者につき約30分(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度)

※具体的な時間、場所等については応募者に対して別途通知する。

イ. 出席者

業務責任者（業務従事者を監督する者）及び業務主任技術者（技術上の管理をつかさどる者）は必ず出席し、全5名以内とする。

※プレゼンテーションは必ず業務主任技術者（技術上の管理をつかさどる者）が行うこと。

※やむを得ない事情で配置を予定している業務責任者または業務主任技術者が出席できない場合は、事前に理由書を提出し本市の了解を得ること。

## (2)結果通知

選考結果は応募者全員に対して書面により通知する。また、受託候補者として決定した応募者及び次点とされた応募者については、その旨を付して通知する。

なお、結果（評価、採点等）に関する異議は受け付けない。

## (3)不適格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①提出期限、提出先、提出方法に適合していない場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合
- ④提出された見積金額が委託上限金額を超える場合

## 7. 評価基準

以下の評価基準に基づき審査を行うこととする。1次審査においては①の合計 20 点満点で審査し、2次審査では①②の合計 100 点満点で審査する。

評価項目	評価の着眼点	主な判断基準	配点	
①	業務遂行能力 (組織)	業務実績	同種業務実績の件数	5
		業務遂行体制	業務遂行のために必要な人員数	5
	業務遂行能力 (業務主任技術者)	業務実績	同種業務実績の件数	5
		令和 2 年度の手持ち業務	手持ち業務件数	5
②	企画提案能力	業務に対する意欲	受託するにあたっての姿勢	10
		業務に対する見識	現状把握及び課題抽出等	10
		提案内容の実現性	企画提案内容	15
		省エネ診断について	企画提案内容	15
		運用・管理体制について	企画提案内容	10
	業務見積	見積金額	業務実施の経済性	20
合 計			100	

## 8. その他

(1) 契約にあたっては、本市が定めた契約書を使用する。本市 HP(<https://www.nishi.or.jp/>)の「事業者向け情報> 入札・契約・> 入札・契約に関する規則・要綱・基準等> 契約書(契約約款)・特約・誓約書」で閲覧できるので、事前に記載内容を確認しておくこと。

(2) 本プロポーザルに係る費用は全て応募者の負担とする。

(3) 提出された書類等は返却しない。

(4) 提案は一応募者につき一提案とする。

(5) 書類提出後の差替え及び追加等は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、委員会が承認した場合はこの限りではない。

(6) 提出された書類の著作権は応募者に帰属するが、情報公開請求があった場合は「西宮市情報公開条例」に基づき、提出書類を公開する場合がある。

(7) 参加申込書を提出後、参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第 8 号）を提出すること。

## 9. 問合せ・提出先

〒662-8567

西宮市六湛寺町 10-3 環境局 環境総括室 環境学習都市推進課(本庁舎 8 階・86 番窓口)

地球温暖化対策推進チーム

電話 : 0798-35-3818 / FAX : 0798-35-1096 / E-mail : vo\_kangaku@nishi.or.jp